

2004. 9. 23

佐川克弘

流域委員会の急務

◎私は淀川水系流域委員会が、大阪府・大阪市、そして京都府を招聘して、それぞれの利水事情を直接聴取すべきだと考えます。

万一日程上どうしても招聘できないとすれば、委員各位にご負担を掛けますが、上記利水団体に出向いて事情を聴取すべきだと考えます。

流域委員会が“尻切れトンボ”にならないよう真摯にご検討くださることを切望致します。

(理由1) 大阪府

大阪府が9月3日開催された大阪府水道部経営・事業等評価委員会「第2回水需要部会」に於ける「中間報告」に於いて、目標年度＝H27年の需要予測量を（H13年の）前回予測を大幅に削減したこと。

このことは「関西のダムと水道を考える会」代表・野村東洋夫氏が既に紹介済み（第2回3ダムサブWG参考資料1 No. 487）なので、ここではその内容は割愛致します。

(理由2) 大阪市

大阪市は淀川（下流）最大の利水団体です。既得の水利権量は大阪府を含めるとシェアは75.7%に達します。（→資料1）

しかし大阪市は新規ダムへの参画を一切表明しておりません。何故でしょうか？既得水利権量が多すぎ、H14年現在一人一日当たりの水利権量は実に1,022リットルに達しているからです。

「河川整備計画基礎案」に謳われている“利水の方針”を「不渡り手形」にさせないためには、流域委員会自身が大阪市の事情をしっかりと確認すべきです。（この際失礼ながら委員各位は改めて「河川整備計画基礎案」で利水に関してどのように謳われているか読み直して戴きたいと考えます。）

過大な水利権量を抱えていることは同時に膨大な借金を抱えていることを意味します。借金を返すためには水を売りまくらなければなりません。有収率が低かろうと、浄水ロスが多かろうと、それを気にすることは無いのです。何せ水は有り余っているのですから。

もちろんこのように過大な水利権量を獲得したのは、結果論として言えば大阪市の過去に於ける水需要予測の判断ミスです。しかし現時点でリングにタオルを投げて（新規ダムに利水を求める以前に）大阪市が抱える過大な水利権量を少しでも軽減することに努めるのが、河川管理者だけでなく流域委員会の任務ではないでしょうか。

なお私の手元に「大阪府営水道・工業用水道経営レポート（案）」（H15年度版）がありますので、大阪府の“借金状況”を紹介しておきます。（→資料2）大阪市については流域委員会が直接聴取して下さいようお願い致します。

(理由3) 京都府

京都府が抱えている問題点は①実需の動向と予測が大幅に乖離していること②特に木津および乙訓浄水場は乖離が著しく、獲得水利権量の一部は（年賦払いを続けながら）浄水施設さえ作られていません。現有の施設でも水利権量が「消化」できず市町の自己水源（地下水）を圧殺し「押し売り」に努めているのが現状です。京都府民が自分たちの支払った水道代の一部が蛇口でなくて、木津川や桂川にたれ流されていることを知ったら笑っておられるでしょうか。

③他方宇治浄水場は施設能力の大半を「暫定水利権」に依存しています。不安定な「暫定水利権」を解消しこれを「正式の水利権」とするため天ダム再開発、丹生ダム、大戸川ダムに参画していることはご存じの通りです。もっともその京都府も水需要予測の見直しに入っているとのことですが、大阪府とは異なり、どのように見直すのか伝わってきておりません。

この京都府営水道の問題について私は第30回委員会参考資料1 No. 449で意見を述べましたが、私見に対する整備局の見解を質したところCOPYの通り前向きな回答が得られました。(→資料3)

しかし京都府が(既定方針通り)宇治浄水場で0.9M³/Sの正式水利権の獲得を目指す可能性も排除できません。その場合でもダムではなくて大阪市の水利権譲渡を優先するよう要望書を送付致しました。(→資料4)

流域委員会特にダムWG委員各位にはご負担を掛けますがくれぐれもよろしくお願い致します。

以上

大阪の水道事業の現況（平成14年度）

単位：人口=千人

水量=千 m^3 但し一人

あたりはリットル

	大阪市	大阪府・除大阪市	高槻市
人 口	2, 619	6, 160	355
一日平均給水量	1, 360	2, 176	112
一人一日あたり平均給水量	519	353	316
一日平均有収水量	1, 197	2, 032	108
有 収 率 (%)	88.0	93.4	96.0
一日あたり水利権量	2, 676	2, 228	※
一人一日あたり水利権量	1, 022	362	※
一日あたり給水能力	2, 430	2, 100	188
浄水ロス率 (%)	9.2	※※ 5.7	

※ 大阪府に含む。尚高槻市を含む府下市町村には別途自己水源がある。

※※ 公称値、最近の実績値は2%。大阪市の実績値は不明。

【出典】「大阪市平成14年度水道局事業年報」
「大阪府の水道の現況（平成14年度）」
「高槻市平成14年度水道事業年報」

- 注) ①大阪市の人口は昭和45年には2,948千人であったが、以降減少を続けた。しかし平成13年から年間1万人程度増加に転じている。
- ②大阪市の一人一日あたり平均給水量は淀川水系ナンバーワンである。
- ③有収率はほぼ“漏水率”と理解してもよい。大阪府は88.0%と大阪府下の市町に比べ5ポイント以上、高槻市と比べ8ポイントも多い。
仮に大阪府が有収率を5ポイント改善すれば、人口355万人を抱える高槻市の給水量を賄えることになる。
- ④大阪市の一人一日当たりの水利権量は1,022リットルと、大阪府の2.8倍を超えている。
- ⑤浄水ロス率も大阪府と比較して大阪府は見劣りする。仮に5ポイント改善されればここでも高槻市の給水量に匹敵する122千 m^3 /日の上水を稼ぎ出すことが出来ることになる。
- ⑥大阪府・大阪府が獲得している水利権量4,904千 m^3 /日は、淀川（下流）の水道用水利権量6,483千 m^3 /日の75.7%に相当する。

【資料2】大阪府営水道・工業用水道経営レポート（案）

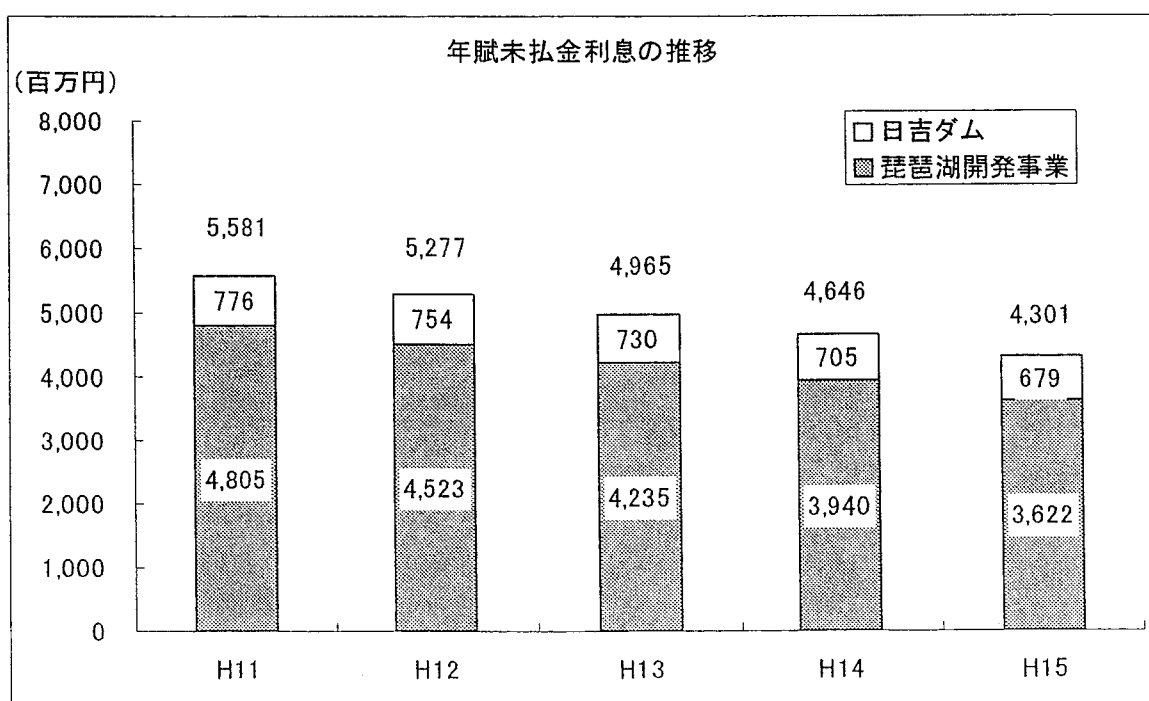
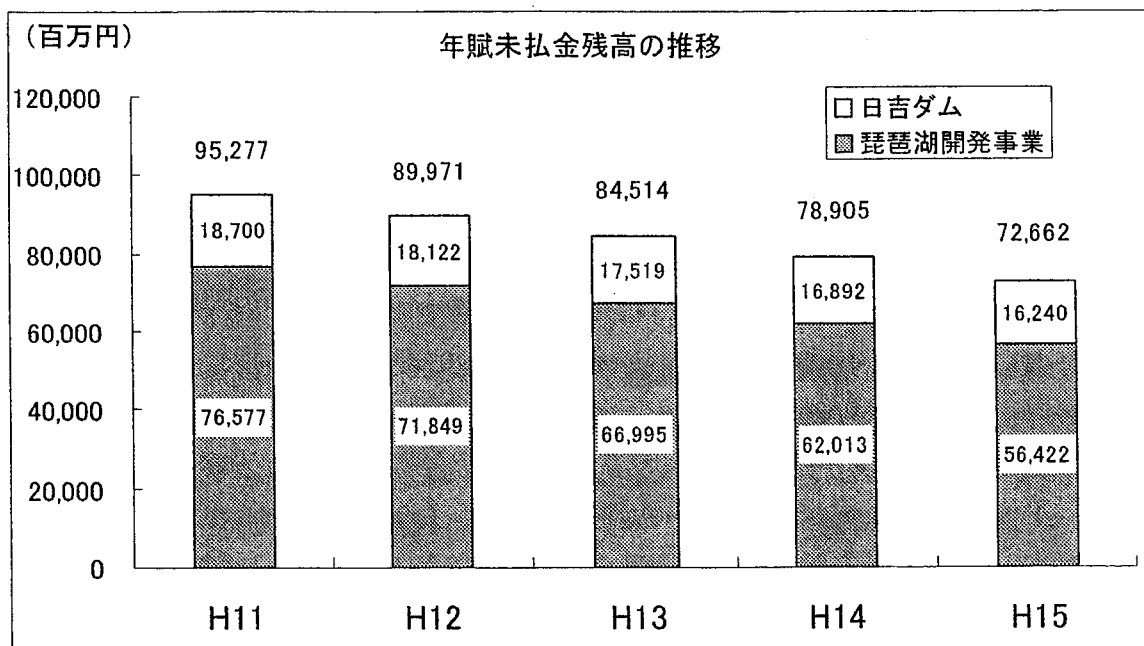
（平成15年度版）

② 年賦未払金の状況について

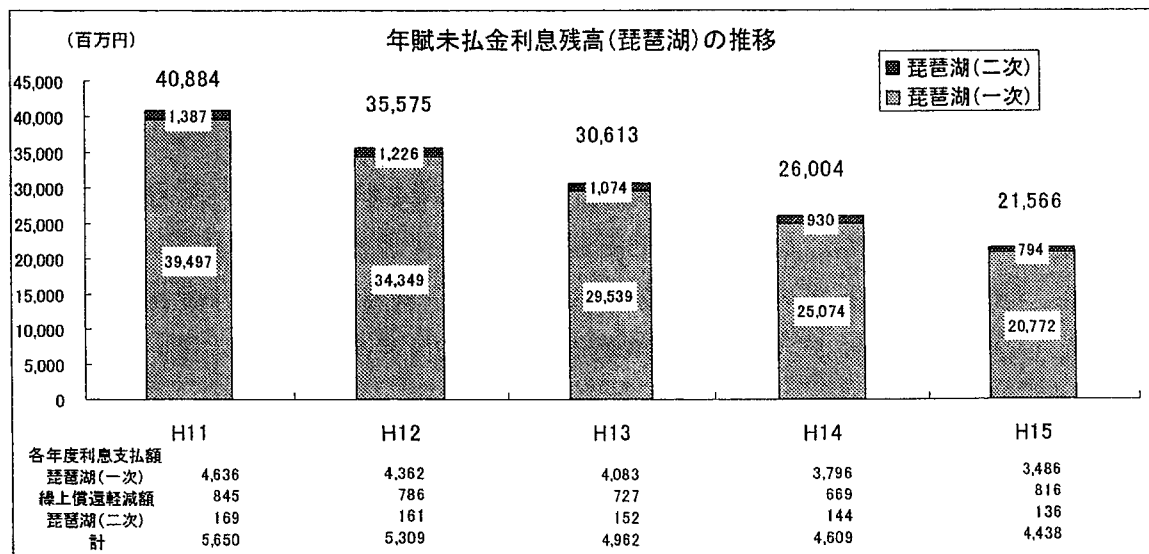
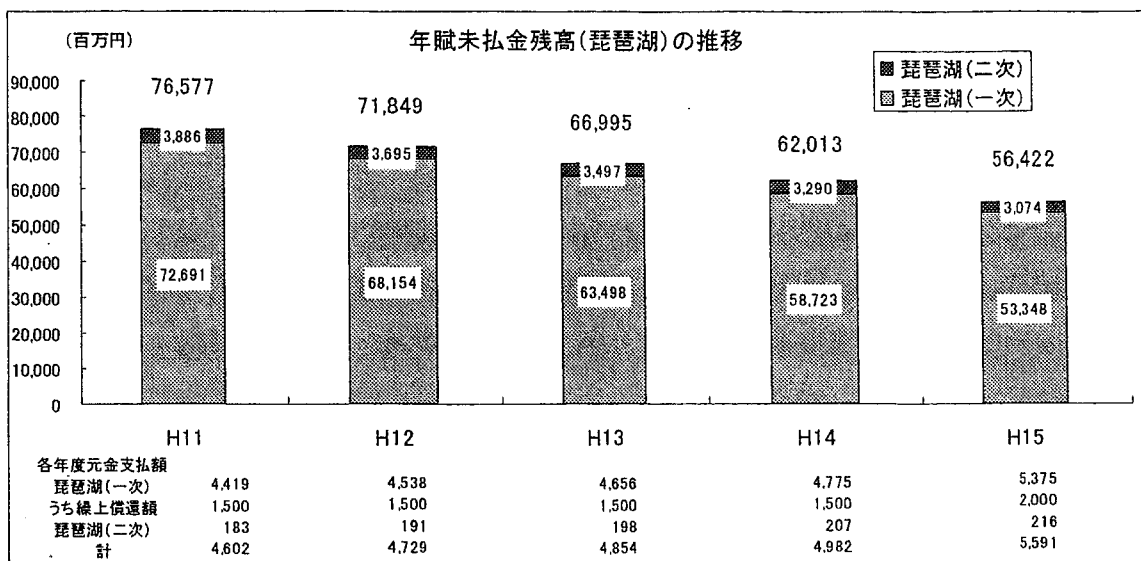
府営水道では、水需要に対応した水源を確保するため、水資源開発事業に参画してきましたが、それらのうち、独立行政法人水資源機構が所管するものにつきましては、完成後に建設費用等を精算し、毎年、負担金として機構に対して支払っております。

年賦未払金の状況については、次のとおりとなっています。

	元 金	利 息	利 率	負 担 期 間
琵琶湖開発事業(1次)	1,234億円	1,082億円	6.12892%	H4～H26
琵琶湖開発事業(2次)	44億円	19億円	4.18833%	H9～H26
小 計	1,278億円	1,101億円		
日吉ダム(1次)	198億円	108億円	4.06081%	H10～H33
合 計	1,476億円	1,209億円		



○琵琶湖開発事業

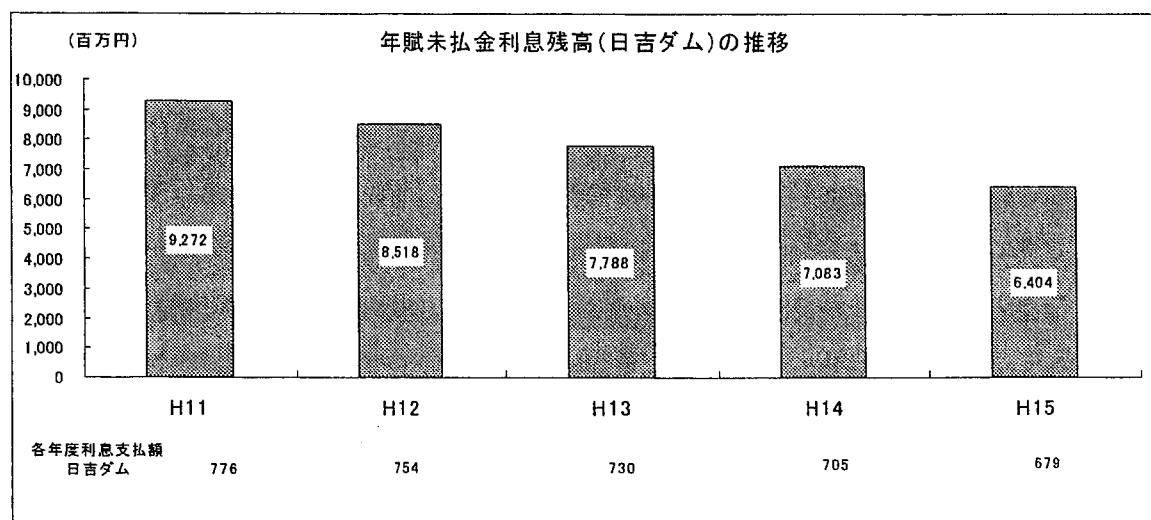
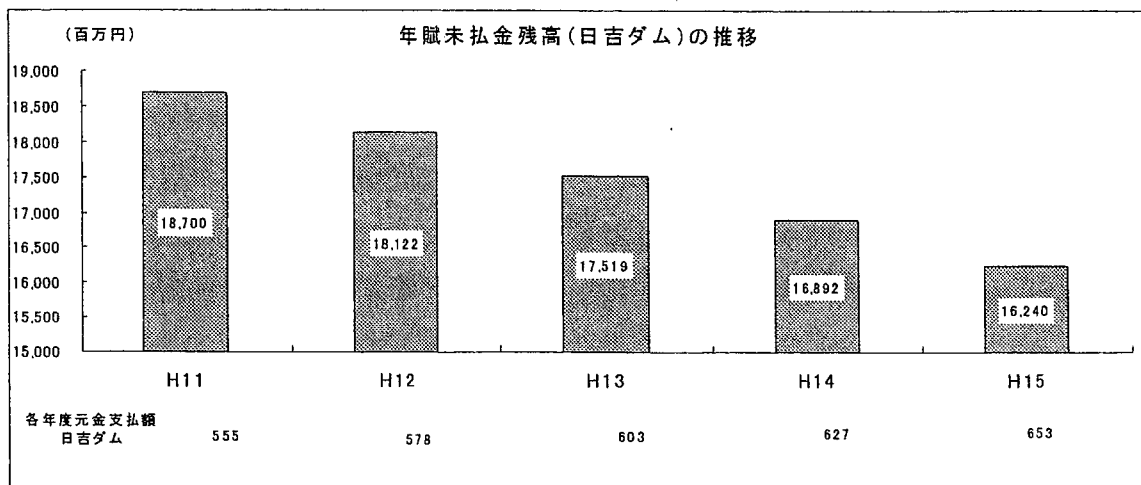


なお、琵琶湖開発事業の1次精算分における割賦負担金の支払状況及び一部繰上償還による支払利息の軽減効果については、次表のとおりとなっています。

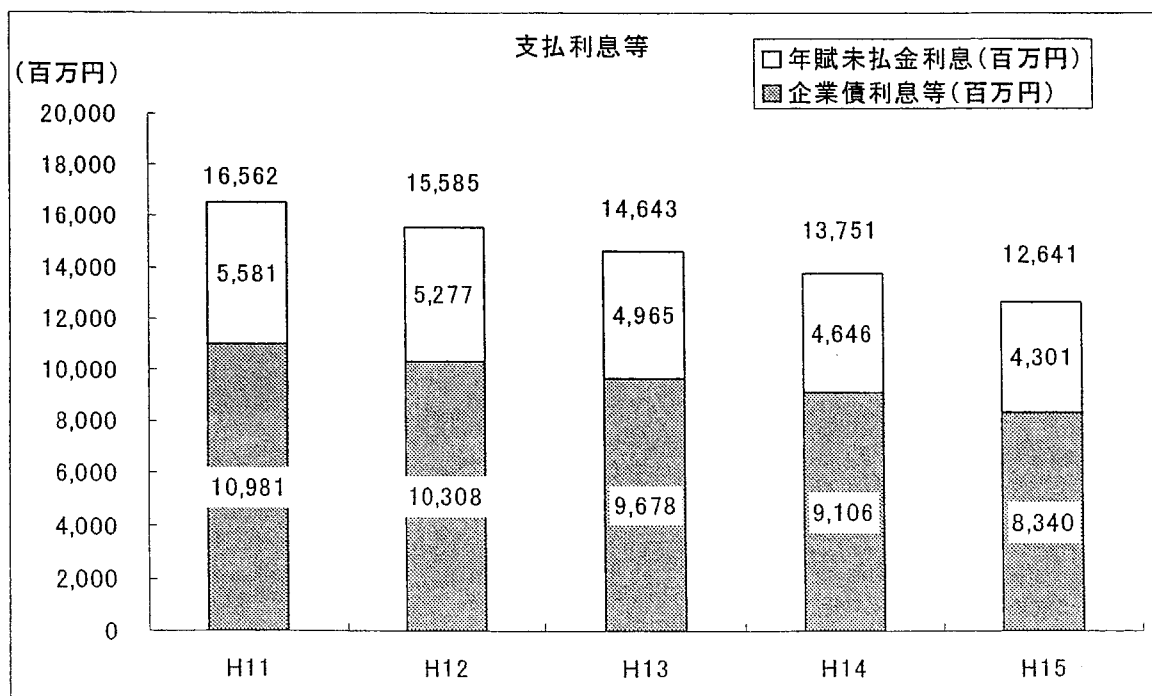
(単位：百万円)

	H10まで	H11	H12	H13	H14	H15
定時償還額	23,395	2,919	3,038	3,156	3,275	3,375
繰上償還額	21,500	1,500	1,500	1,500	1,500	2,000
年賦未払金残高	77,111	72,692	68,154	63,498	58,723	53,348
利息支払額	42,482	4,636	4,362	4,083	3,796	3,486
繰上償還利息軽減額	19,756	845	786	727	669	816
年賦未払金利息残高	44,978	39,497	34,349	29,539	25,074	20,772

○日吉ダム建設事業



③ 支払利息等の状況について



【資料3】近畿地方整備局の私見に対する回答

佐川克弘様からの2004. 8. 30付け質問はがきへの回答

8月30日付けのご質問についてお答えいたします。

・水利権変更が可能かのご質問だと思います。

新たに取水しようとする地点に必要な河川流量があり、他の水利用や河川環境に支障が無ければ水利権の変更は可能です。具体的には、減量の水利使用許可と増量の水利使用許可を同時に行うことになります。但し、下流の地点（淀川では枚方）で開発された水量を上流の地点（例えば宇治等）で取水する場合、残流域流量（宇治から枚方の間で流入する流量）の利用可能水量が減るため下流で1 m³/sの減量をして上流では1 m³/sを下回る量しか利用出来ない場合も出てきます。

一方、ダム等の水源施設によって開発された水利権変更の場合は、河川管理者が行う水利使用許可とは別に、水源施設の財産権または使用権の変更を行う必要があります。同一の水量の交換であっても、水源施設によって各利水者が投資した金額や残存資産価値、必要な管理費用が異なるので、当事者間での費用面の同意や、その水源施設に参加している他のユーザーの同意が必要になります。

天ヶ瀬ダム再開発に関する京都府営水道の参加についてのご意見ですので、付け加えますと、天ヶ瀬ダム再開発の利水は、現在天ヶ瀬ダムに参加してダムの容量を共同使用している京都府と関西電力で、治水の事業計画変更に合わせて、利用する容量配分と費用負担を変更して必要なダム容量を確保して水源を確保しようとするもので、佐川様が言われている水利権変更と構図的には同様の状況です。関西電力の容量を取得するか、大阪市の容量を取得するかの違いです。

・もう一つの質問、日吉ダム水利の木津川許可の判断については次のとおりです。

日吉ダム開発のうち、京都府営水道の参加水量は、桂川（嵐山地点）0.86 m³/s、淀川（枚方地点）0.3 m³/sです。この内、枚方地点開発分を木津川で許可した判断は、山城水道取水地点で0.3 m³/sを取水出来る木津川の通過流量があり、下流で0.3 m³/s減水しても木津川の正常流量に支障が生じないこと、また、淀川では、日吉ダムで京都府分として枚方地点開発した水量で補填できるからです。

2004. 9. 8

佐川克弘

大阪市と京都府の水道用利水について

貴整備局は「淀川水系河川整備計画基礎原案」に於いて①水需要の抑制②水需要の精査確認③水利権の見直しと用途間転用④既存水資源開発施設の再編と運用の見直しの方針を打ち出されました。とすれば大阪市は淀川水系最大の利水者ですから当然“水需要の精査確認”“水利権の見直し”の対象となるハズです。

そこで大阪市の「給水量等累年比較」（淀川水系流域委員会第32回委員会 参考資料1 468-3参照）を見ると、H14年度現在の給水人口は2,619千人、一日最大給水量は1,595千M³（一人一日当たり609リットル）です。ここで一人一日当たり最大給水量がこれ以上増大しないとすれば、水利権量は2,676千M³（上水換算2,430千M³）なので給水人口は何と3,990千人分となってしまいます。「新淀川フルプラン」の目標年次であるH27に137万人も大阪市の人口は増えるでしょうか。あるいは人口は増えないが一人一日当たりの水需要がまだまだ増大するでしょうか。水利権量・給水人口がそのままなら取水量ベースで1,022リットル（上水換算928リットル）となってしまいます。いずれを見ても「累年比較」のトレンドからブッチギリに乖離していることは明らかです。

さて京都府が「新淀川フルプラン」の「需給想定調査調査表」をすでに提出したのかどうか、提出したとすれば従来の「水資源計画」を変更したのかどうか分かりませんので、ここでは過去に公表された「京都府の計画」、現有施設能力、及びH14年度実績を比較します。

計画＝（既得177,984プラス77,760M ³ ）	255,744
現有施設能力＝	205,200
H14実績＝	141,451
（注）1：新規77,760の内訳は	天ヶ瀬・再開発 51,840
	丹生ダム 17,280
	大戸川ダム 8,640

2：施設能力、実績はいずれも取水量換算値

3：H14実績は一日最大給水実績

私は「京都府の計画」について別に私見を述べておりますが（第30回委員会参考資料1）仮に京都府が計画を変更しない場合でも、京都府が求める新規利水は建設中のダムではなく、「水余り」が明白な大阪市の水利権を譲渡させるべきです。貴整備局には譲渡させる権限がありますのでその権限を行使したらよいのです。“厳正に吟味”していただきたくお願い致します。

以上